



所得税法第39条における営利事業者の繰越欠損控除の適用要件の緩和について

財政部は、企業の営利事業所得税申告における欠損控除適用要件の一つ、「期限内申告」を緩和する解釈通達を公布しました。営利事業者の期限後申告においても、滞納金の賦課要件に達しない場合（即ち納税延滞が2日以内）には、期限内に申告したものとみなし、繰越欠損控除をすることができることになりました。

財政部2024年11月1日付台財税字第11304553700号解釈通達「営利事業者の期限後申告の情状が軽微な場合の繰越欠損控除の適用規定」は以下の通りです。

一、所得税法第71条第1項、第75条第1項と第2項及び第76条第1項の規定により、営利事業者が毎年の所得税確定申告期限までに（解散、廃業、合併又は譲渡の事情がある場合は当期確定申告又は清算申告期限までに）、規定に基づき関連する所得税納税額を計算し、申告前に自ら納税し、納税書の控えを添付して期限内に所得税を申告しなければならない。営利事業者が青色申告書を使用している場合、又は会計士の監査を受ける場合でも、上記の各規定に基づき法定申告期間内に納付税額の納付及び所得税申告を行わなければ、所得税法第39条第1項但書（繰越欠損控除）の「期

限内申告」の要件を満たさない。

- 二、営利事業者が期限超過後に申告・納税した場合でも、税金徴収法第20条第1項に規定する滞納金の賦課要件に達しない場合には、情状が軽微であるため「期限内申告」とみなし、「青色申告書を使用している、又は会計士の監査を受けた」の要件を満たせば、所得税法第39条第1項但書規定による繰越欠損控除をすることができる。
- 三、本通達の公布時において、まだ査定が確定していない案件は本通達の規定を適用することができる。

KPMGの見解

営利事業者の管轄税務機関の査定を受けた前10年以内の各期の欠損を、本年度の純益額の中から控除するためには、所得税法第39条の規定により以下の要件を満たす必要があります。

- (一) 会社組織の営利事業者であること
(二) 会計帳簿証憑が完備していること
(三) 欠損及び控除申告のすべて年度で青色申告書を使用、又は会計士の監査を受けている
(四) 期限内申告

上記の「期限内申告」に申告期限内の税金納付を含むか否かについて、税務機関は実務上、所得税法第71条第1項の規定を参照し、確定申告行為と納税行為を別々に見るのではなく、納税者の期限内の納税も含むと認定していました。

本通達では「期限内申告」に期限内の納税を含むことを明文化しました。さらに、営利事業者に納税延滞があるものの、滞納金の賦課要件に達していない場合は情状が軽微であるとして「期限内申告」とみなし、「青色申告書を使用、又は会計士監査を受けた」の要件を満たす場合、所得税法第39条第1項但書規定による繰越欠損控除ができるとしています。

滞納金の賦課要件では、納付期限を3日超えるごとに1%の滞納金を追加徴収されます。12月決算の企業を例とすると、5/31が休日ではない場合、5/31のその日が納付期限となります。6/3より前に納税すれば滞納金は追加徴収されず、繰越欠損控除の規定が適用できる可能性もあります。

また、当該解釈通達は納税義務者に有利なものであるため、税金徴収法第1条の1の規定により、まだ査定が確定していない案件にも適用することができます。

作者

税務投資部

パートナー 黄彦責

副総経理 施淑惠



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomonok@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617

E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

